

こ けんり  
子どもの権利

まるっとプロジェクト

ほいくえん かてい こ かんが  
～保育園と家庭で子どものことを考えよう～

かんがえる

しる

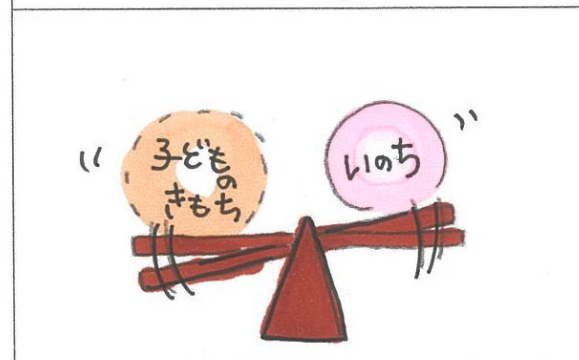
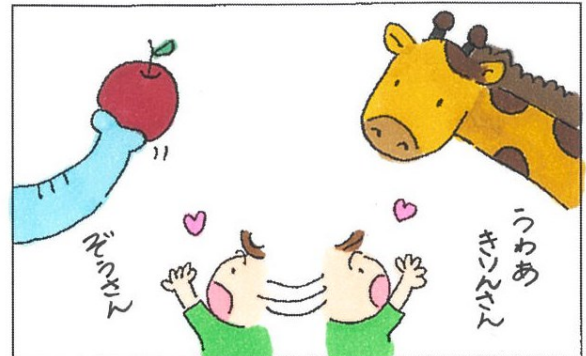
まもる



# 第2回

紹介している4コマ漫画が子どもの権利条約にある4つの一般原則のどこに当てはまるのかを分かりやすく明示しました。

4つの一般原則については次のページで紹介しています。



子どもの気持ちを尊重するのはどこまで?と迷うこともありますよね。保護者の中でここまではOK、ここからは大人が決めることと考えて、その理由と合わせて子どもに伝えていく機会があってもいいですね。



動物園などへのお出かけは、非日常を体験できる楽しいイベントです。その時の子どもの興味や関心は大人が経験させてあげたいものと異なる時もあります。子どもの興味にふと立ち止まり、ひとときの間、寄り添うことで子どもの心はきっと満たされていくでしょう。

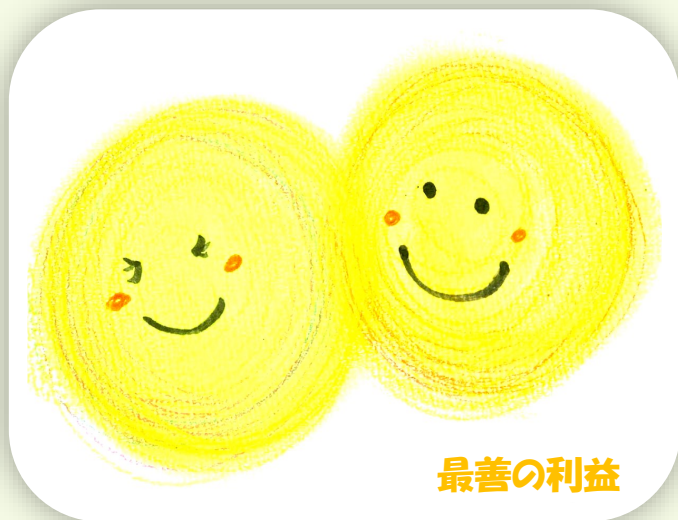


# 子どもの最善の利益

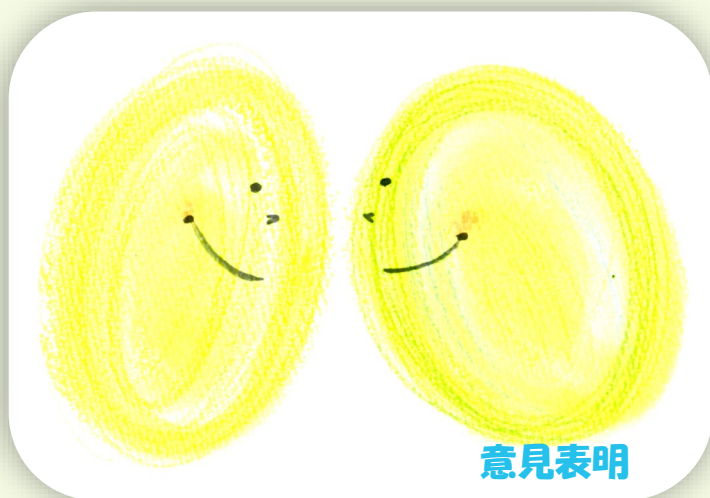
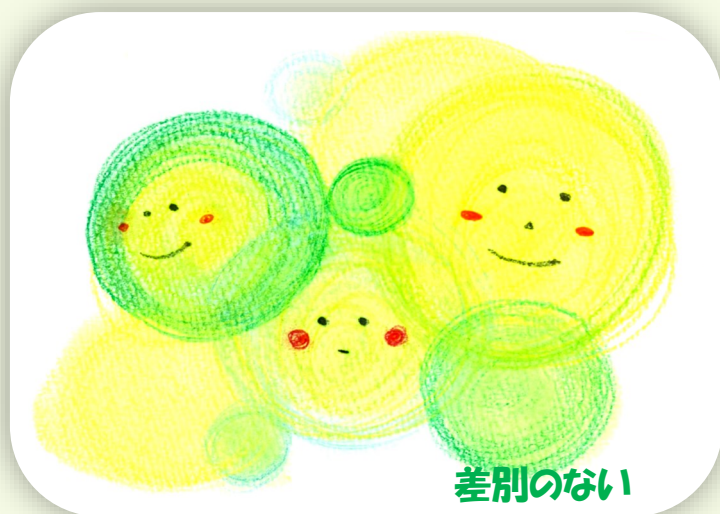
【子どもにとって最もよいこと】

# 生命・生存 および 発達に対する権利

【命を守られ成長できること】



## 子どもの権利って?? ~4つの一般原則~



## 差別の禁止

【差別のないこと】

## 子どもの意見尊重

【意見を表明し参加できること】

すべての子どもは周りの大人に大切に守られ、自由に遊んだり、意見を言ったり表現したりすることができます。このように、子どもが一人の人間として大切にされ成長するために必要なことを「子どもの権利」といい、すべての子どもが同じようにこの権利を持っています。